

(仮称) こどもの権利条例の制定について

1 背景

国は、平成 6 年に「児童の権利に関する条約」を批准し、平成 2 8 年の「児童福祉法」の改正では、その理念に、子供が権利の主体であることを明記した。令和 4 年には「こども基本法」を制定し、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子供施策の総合的な推進を図っている。

また、東京都は、令和 3 年 3 月に「東京都こども基本条例」を制定し、翌年 4 月には、子供政策の司令塔として「子供政策連携室」を新設した。

このような状況の中、本区は、令和 7 年 3 月に子供の権利保障を基本目標の第一に掲げた台東区次世代育成支援計画（第三期）を策定した。そこで、本区においても、同計画に基づき「(仮称) こどもの権利条例」の制定に向けた検討を進めるものである。

2 目的

子供の権利保障について、基本理念を定め、並びに区の責務等を明らかにするとともに、子供の権利保障に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子供の健やかな育ちに寄与することを目的とする。

3 規定する主な内容（案）

- (1) 子供を権利の主体として尊重し、その最善の利益を図るという理念を明確化する。
- (2) 意見表明や権利擁護等の多岐にわたる子供施策の基本的な視点を一元的に規定する。
- (3) 子供施策に係る総合的な推進体制について規定する。

4 子供への意見聴取

こども基本法第 1 1 条に基づき、子供の意見を幅広く聴く機会を確保するため、アンケートやヒアリング調査のほか、ワークショップやパブリックコメントの実施を検討する。

5 検討体制

骨子案及び素案について、学識経験者や地域団体の代表、区民委員、区職員により組織される台東区次世代育成支援地域協議会にて意見聴取する。

6 今後の予定

令和8年第1回定例会	子育て・若者支援特別委員会 (骨子案及び子供への意見聴取実施概要報告)
第3回定例会	子育て・若者支援特別委員会 (子供への意見聴取実施結果報告)
10月頃	パブリックコメントの実施
令和9年第1回定例会	議案提出(子育て・若者支援特別委員会に報告)
4月	条例施行